

令和7年度香川地方最低賃金審議会運営小委員会議事録

令和7年8月6日(水)
高松サンポート合同庁舎
北館7階共用702会議室

出席者	公益側	籠池、高塚
	労働者側	立石、中村、三屋
	使用者側	奥田、白石

- 議題
- (1) 委員長、委員長代理の選出について
 - (2) 「香川地方最低賃金審議会運営小委員会規程」について
 - (3) 香川地方最低賃金審議会運営小委員会の公開について
 - (4) 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金ほか2特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
 - (5) その他

○賃金室長

定刻より少し早いですが、ただ今から運営小委員会を開会いたします。

本日は、元木委員、檜垣委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上
であります7名の委員が出席されておりますので、香川地方最低賃金審議会運営
小委員会運営規程第2条第2項による定足数を満たしておりますことをご報告いた
します。

委員長、委員長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行をさせていただ
きます。

それでは、初めに西原労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

○労働基準部長

お疲れ様でございます。労働基準部長の西原でございます。

本日は、審議会本審に続きまして、運営小委員会にご出席いただきまして、あ
りがとうございます。

本運営小委員会におきましては、先ほどの本審より付託されました特定最低賃
金の改正決定の必要性の有無に係る調査審議を行うことを目的に設置されており
ます。

本日は、当該必要性の審議と合わせまして、最初の運営小委員会ということも
ありますので、本審と同様に、委員長、委員長代理の選出、また公開等の方針決

定等を行っていただければと思います。本小委員会における特定最低賃金の改正の必要性の有無につきましては、全会一致での答申をいただきますようお願い申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○賃金室長

続きまして、資料のご確認をお願いいたします。

資料 No. 1 第 56 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿

資料 No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程

資料 No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

資料 No. 4 香川県の特定最低賃金の推移

資料 No. 5 特定最低賃金対象業種の状況

資料 No. 6 特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数

以上ですが、不足等はございませんか。

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。

資料 No. 1 として、名簿を配付しておりますのでご覧ください。

五十音順に、お名前のみご紹介させていただきます。

公益代表委員といったしまして、籠池委員、高塚委員、元木委員でございます。

次に、労働者代表委員といったしまして、立石委員、中村委員、三屋委員でございます。

次に、使用者代表委員といったしまして、奥田委員、白石委員、檜垣委員でございます。

以上の 9 名でございます。

それでは、議題（1）の「委員長、委員長代理の選出について」です。ご説明いたします。

資料 No. 2 の香川地方最低賃金審議会運営規程第 3 条第 3 項におきまして、「小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。」と規定しております。

第 56 期では初回となりますので、委員長、委員長代理を決めていただく必要がございます。従来、公益代表委員の間で委員長及び委員長代理の候補を相談し、委員の皆様のご承認により決定していただいておりましたが、今回も従来どおりの方法で選出するということで、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○賃金室長

それでは予め各公益代表委員のご意見をお伺いしたところ、総意により、委員長に籠池委員、委員長代理に高塚委員と伺っておりますが、委員長及び委員長代理について、お諮りいたします。いかがでしょうか。

(異議なし)

○賃金室長

ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行につきましては、籠池委員長よろしくお願ひいたします。

○籠池委員長

それでは会議次第に従いまして議題（2）に入ります。

香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程について、事務局よりご説明をお願いします。

○賃金室長

はい。この運営規程は、本運営小委員会を運営するにあたり、その取扱いを定めたものでございます。今年度、事務局からの改正提案はございません。以上でございます。

○籠池委員長

本運営小委員会運営規程について、何かご意見、ご質問等ございますか。

(意見等なし)

○籠池委員長

特になければ、この運営規程に則って運営させていただければと思いますが、よろしいですね。はい、ありがとうございます。

そうしましたら、議題（3）に移ります。香川県地方最低賃金審議会運営小委員会の公開について、であります。事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

香川地方最低賃金審議会運営小委員会の公開につきましては、資料No.2の「香川地方最低賃金審議会運営規程」及び資料No.3の「香川地方最低賃金審議会運営小委員会規程」並びにこれまでの審議を踏まえ、昨年度までは会議を非公開と

し、議事要旨を公開しています。

今年度の運営小委員会の公開についてどのようにするか、ご審議いただきたいと思います。以上です。

○籠池委員長

ただ今の事務局からの説明内容について、ご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

○籠池委員長

そうしましたら、特にご意見等がなければ、運営小委員会の公開の取扱いについて、まずは私の私案ですね、これを述べさせていただきまして、その後、皆様のご意見を承ったうえで最終決定したいと思います。

それで、私案ですが、会議の公開に関しましては、規程によりますと、最低賃金審議会の運営に準ずるものとするとされております。審議会においては原則公開でありまして、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの場合は、会長（委員長）において会議について非公開とすることができます。

また、議事録及び会議の資料も原則公開であります。ただし、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの場合は、会長（委員長）は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

この運営小委員会は例年1回開催しております、特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」について審議しております。

この改正決定の必要性の有無については、今年度の第1回本審において承認されました「令和7年度最低賃金の審議の進め方等について」の3(2)において、「必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。」というふうにされております。こうした点であるとか、香川地方最低賃金審議会においては、公労使が三者で集まって議論を行う部分については、順次公開を進められておるということもあります。こういう点を踏まえますと、本審や専門部会と比べて、当運営小委員会の会議、議事録、資料についての公開は、まだ公開が進んでいないという状況でありますが、先ほどの点を踏まえて鑑みると、運営小委員会の会議、議事録、資料については、規程のとおり原則公開としてもよいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○籠池委員長

特に異論がなければ、原則公開ということなので、そのようにさせていただきたいと思います。よろしいですかね。

はい、そうしましたら、来年度の運営小委員会が設置された場合の会議は、来年度から公開にするとともに、今年度の運営小委員会については、議事録、資料とも公開という扱いにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議題（3）は以上とさせていただきまして、議題（4）に移りたいと思います。

「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金ほか2特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」であります。

先ほど開催されました第3回本審で、労働局長から「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金ほか2特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について諮問を受けました。これについて、運営小委員会に審議が付託されましたので、その必要性の有無について具体的な審議に入りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

はい、先ほどの第3回本審の添付資料No.1の申出書の写しをご覧ください。

今回提出のありました、3つの特定最低賃金の申出書につきましては、最低賃金法第15条第1項及び同法施行規則第10条に基づき、

- 1 申出をする者が代表する労働者の範囲
- 2 特定最低賃金の件名
- 3 申出の内容
- 4 申出の理由

が記載され、申出を代表する者であることを証明する書類が添付されております。

また、それぞれの特定最低賃金の適用労働者数及び申出の労働者数につきましても、昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申別添の「新産業別最低賃金の運用方針」の1（1）口（口）、平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承の中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告の要件を満たしており、該当する特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出と認められましたので、受理いたしましたことをご報告申し上げます。

ここで、資料No.4から6について説明させていただきます。

9ページ、資料No.4は香川県最低賃金と特定最低賃金の金額の推移でございます。昨年度は船舶1,093円、機械1,092円、電気1,030円となっております。

11ページ、資料No.5は特定最低賃金対象業種の状況でございます。項目1は、適用事業場数の推移ですが、今年度は、機械340、船舶169、電気134となっております。項目2は、基幹的労働者数の推移でございますが、機械7,116、船舶4,141、電気6,505となっております。項目3は、申出者が代表する基幹的労働者数の推移でございますが、今年度は、機械2,812、船舶2,153、電気2,065となっております。項目4は、影響率、未満率ですが、令和6年度は県最賃の未満率は1.6%、影響率は20.1%となっておりました。特定最賃については、機械の未満率3.2%、影響率8.3%、船舶の未満率3.2%、影響率6.3%、電気の未満率5.5%、影響率13.7%となっておりました。項目5は、中位数ですが、令和6年度はご覧のとおりでございます。今年度につきましては、9月下旬から10月中旬に開催が見込まれる特定最賃専門部会においてお示しできると思っております。項目6は、各年の引上げ額の推移でございます。

13ページ、資料No.6は特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数でございます。数字の算出根拠は、令和3年経済センサス・活動調査を基礎としてその後の統計調査等により把握された事業所の廃止・労働者数の増減を反映した令和3年次フレーム確報を基礎資料とし、令和6年12月1日までの変動を補正して算出しております。適用除外労働者につきましては、今申し上げた方法で補正した「労働者数」に、令和6年6月に実施した最低賃金基礎調査の結果より算出した除外率、すなわち適用除外労働者数÷労働者数を乗じて算出したものでございます。以上です。

○籠池委員長

はい、ありがとうございました。

ただ今事務局から、この3つの特定最低賃金の申出については、要件を具備しておるということのご報告がされました。

それでは、各側から必要性の有無についてのご意見を伺いたいと思います。

まず、使用者側ではいかがでしょうか。

○白石委員

はい。必要性ありということでお願いします。

○籠池委員長

はい、使用者側から必要性ありのご意見が出ましたが、労働者側委員の皆様、ご意見をお願いいたします。

○立石委員

私共としましても、必要性ありで、それぞれの業種、労使がしっかりと金額審議をしていって、是非とも進めていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○籠池委員長

はい、ありがとうございました。ただ今労使各側より、それぞれ貴重なご意見を頂戴いたしました。本年度の第1回本審で確認されましたとおり、「令和7年度最低賃金の審議の進め方等について」の3の(2)では、「必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。」というふうにされております。

したがいまして、ただ今いただきました意見も踏まえまして、3つの特定最低賃金については、改正の必要性有ということで小委員会としての結論をとりまとめたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○籠池委員長

よろしいですかね。ありがとうございました。

そうしましたら、そのように取りまとめさせていただきたいと思います。3つの特定最低賃金については、改正の必要性有ということでの取りまとめとなりました。

それでは、事務局で運営小委員会報告文の案を作成して、各委員に確認をしていただくことにさせていただきます。事務局は何分くらい必要でしょうか。

○賃金室長

5分程いただければと思います。

○籠池委員長

そうしましたら、5分間休憩ということで、報告文の案の作成をお願いいたします。

(休憩)

○籠池委員長

はい、そうしましたら、事務局は報告文の案を配付してください。

(報告文(案)を各委員に配付)

○籠池委員長

それでは、事務局のほうで読み上げをお願いします。

○賃金指導官

はい。それでは読み上げます。

案

令和7年8月6日

香川地方最低賃金審議会会長 篠池信宏 殿

香川地方最低賃金審議会運営小委員会 委員長 篠池信宏

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当運営小委員会は、令和7年8月6日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 2 香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 3 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

別紙の委員の方のお名前については、読み上げ省略させていただきます。

以上です。

○籠池委員長

はい、ありがとうございました。ただ今の内容を当運営小委員会の報告としてよろしいですかね。

(異議なし)

○籠池委員長

はい、ありがとうございました。そうしましたら、この（案）を取りまして、この報告を次回の本審に、運営小委員会の報告として提出させていただきます。

そうしましたら、会議次第の（4）まで終わったということで、最後の（5）「その他」でありますか、事務局から何かございますか。

○賃金室長

特にございません。

○籠池委員長

はい。そうしましたら、予定しておりました議題は全て審議を終えたということになりますが、以上で閉会とさせていただいてよろしいですかね。

（異議なし）

○籠池委員長

はい、ありがとうございます。これをもちまして運営小委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

——了——